

令和6年度総会 【議案書】

日時：令和6年4月30日（火）

午後3時00分～

会場：三芳町役場3階301会議室

三芳町地域公共交通協議会

総 会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度歳入歳出決算及び会計監査報告について

第3号議案 令和6年度事業計画（案）について

第4号議案 令和6年度歳入歳出予算（案）について

4 そ の 他

- ・地域公共交通計画策定方針について
- ・公共交通ネットワーク検討案について

5 閉 会

第1号議案

令和5年度事業報告

年 月	内 容
5年6月	総会 ・令和5年度事業計画（案）について ・令和5年度歳入歳出予算（案）について ・三芳町地域公共交通計画策定支援業務プロポーザルの結果について（報告）
5年10月	第1回協議会 ・各種調査の実施について ・町民アンケート調査項目について
6年2月	第2回協議会 ・各種調査結果の報告

第2号議案

令和5年度三芳町地域公共交通協議会歳入歳出決算書

1 歳入

款	項	目	予算額	決算額	差引額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	7,223,000	7,223,000	0	三芳町地域公共交通協議会負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	4 繰越金	5 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	145	145	預金利息、繰戻
合計			7,223,000	7,223,145	145	

2 歳出

款	項	目	予算額	決算額	差引額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	102,000	79,170	22,830	地域公共交通協議会委員報酬(8人)
	2 事務費	1 事務費	20,000	11,841	8,159	事務消耗品費(協議会会長用角印購入費、路線バス乗降客数調査用SDカード購入費等) 協議会連絡用通信運搬費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,101,000	6,930,770	170,230	地域公共交通計画策定支援業務委託料
3 返還金	1 返還金	1 返還金	0	0	0	
4 予備費	1 予備費	2 予備費	0	0	0	
合計			7,223,000	7,021,781	201,219	

収入済額	7,223,145
支出済額	7,021,781
次年度繰越金	201,364
差引額	0


監査報告書

三芳町地域公共交通協議会の令和5年度歳入歳出決算について監査したところ、帳簿及び預金通帳など証拠書類を照合した結果、適正に処理されていると認められたので報告します。

令和 6 年 4 月 30 日

三芳町地域公共交通協議会

監査委員 島根 淳 

監査委員 西内 一夫 

三芳町地域公共交通協議会
会長 林 伊佐雄 様

第3号議案

令和6年度事業計画（案）

年 月	内 容
6年4月	総会 ・令和6年度事業計画（案）について ・令和6年度歳入歳出予算（案）について ・令和5年度歳入歳出決算（案）について
6年6月	第1回協議会 地域公共交通計画の骨子案について
6年10月	第2回協議会 地域公共交通計画素案について
7年2月	第3回協議会 地域公共交通計画最終報告について

第4号議案

令和6年度歳入歳出予算（案）

1 歳 入

款	項	目	本年度予算	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,760,000	三芳町地域公共交通協議会負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	201,364	前年度繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	
合計			4,961,364	

2 歳 出

款	項	目	本年度予算	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	130,000	地域公共交通協議会委員報酬（7人） 120千円 地域公共交通協議会委員報酬振込手数料 10千円
1 運営費	2 事務費	1 事務費	21,000	消耗品費（事務用品等） 5千円 協議会連絡用通信運搬費 16千円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,609,000	地域公共交通計画策定支援業務委託 4,609千円
3 返還金	1 返還金	1 返還金	201,364	負担金過年度返還金 201千円
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
合計			4,961,364	

上記のとおり提出します。

令和6年4月30日

三芳町地域公共交通協議会
会長 林 伊佐雄

【参考】

三芳町地域公共交通協議会委員名簿

(令和6年度)

No	委員区分	団体名等	氏名	備考
1	1号	三芳町長	林 伊佐雄	
2	2号	区長会会長	西内 一夫	
3	2号	交通審議会会長	忽滑谷 徹雄	
4	3号	株式会社ライフバス 代表取締役	照井 誠	
5	3号	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇	
6	4号	三和富士交通株式会社 取締役(埼玉営業所所長)	内田 雄一郎	
7	4号	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田 貢	
8	5号	富士タクシー労働組合 委員長	廣瀬 吾郎	
9	6号	関東運輸局埼玉運輸支局 (輸送担当) 首席運輸企画専門官	坂井 貴夫	
10	7号	埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当 主査	島根 淳	
11	8号	埼玉県川越県土整備事務所 副所長	金子 岳志	
12	9号	東入間警察署 交通課長	永山 翼	
13	10号	流通経済大学 教授	板谷 和也	
14	11号	三芳町商工会 会長	山田 政弘	

15	11号	三芳町社会福祉協議会 会長	篠原 拓平	
16	11号	三芳町財政デジタル推進課長	小池 雅葵	
17	11号	三芳町道路交通課長	若林 崇幸	
18	11号	三芳町都市計画課長	井上 忠相	
19	11号	三芳町福祉課長	西山 大介	

(敬称略)

【令和6年4月30日現在】

【参考】

三芳町地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 三芳町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、三芳町地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行い、交通政策を推進することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1、三芳町役場内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 三芳町長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長の指名する職員
- (7) 埼玉県知事の指名する職員
- (8) 埼玉県川越県土整備事務所長の指名する職員
- (9) 埼玉県警察
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

- 3 会長は、三芳町長又はその指名する者とする。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 監事は、委員の中から会長が選任する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を会長に報告する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年を超えない範囲の年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席を持って当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条各号に定める事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三芳町政策推進室に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報酬及び旅費等の支給については、三芳町の例によるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。